ペットフードの衛生管理マニュアル

- このマニュアルは、安全なペットフードを製造 するために重要な衛生管理についてまとめ たものです。
- 基本的事項を載せていますので、みなさんの工場での作業に合わせ、工夫して使ってください。

平成26年8月 平成30年2月改訂 農林水産省 消費·安全局 畜水産安全管理課

目次

- 1. 全般的な注意事項
- 2. 施設の衛生管理
- 3. 製造用の機械器具の管理
- 4. 従業員の衛生管理
- 5. 原材料の取り扱い
- 6. 製造工程
- 7. 輸送
- 8. 従業員の知識習得
- 9. 事故発生時の対応



1. 全般的な注意事項

- ▶ 日常的に衛生管理を実施しましょう
- ▶ 清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、手順書を作成しましょう
- ▶ 洗浄や消毒の方法が有効であるか必要に応じて見直しましょう
- ▶ 施設、設備、人的能力等に応じた受注管理をしましょう

日常の管理チェック表の例

点検項目	日付	チェック	備考
1. 全般的な注意事項	_	_	_
(1)清掃、洗浄及び消毒が手順書どおりに実行されて いる			
(2)施設、設備、人的能力等に応じた受注管理がなさ れている			
•			:
2. 施設の衛生管理		_	_
(1)工場内に不要な物品が置かれていない			
(2)廃棄物や排水の処理が適切に行われている			
•			
3. 製造用の機械器具の管理	_	_	_
(1)機械器具は、定期的に保守点検が行われている			
(2)機械器具の洗浄は適切に行われている			
(3)洗浄剤等は製品へ混入しないよう管理されている			
•			

2. 施設の衛生管理

- ▶ 定期的に清掃しましょう
- 工場内に不必要な物品を置かないようにしましょう
- 工場内の採光や換気を行い、かび・細菌の増殖を抑えるような温度、 湿度の管理をしましょう
- ▶ 鼠や害虫対策を実施しましょう
- ▶ 廃棄物や排水の処理を適切にしましょう

具体例









3. 製造用の機械器具の管理

- ▶ 機械器具は、定期的に保守点検をしましょう
- ▶ 機械器具の故障や破損は、速やかに補修しましょう
- ▶ 機械器具の洗浄に使用する洗剤は、適切な方法で使用しましょう。
- ▶ 洗浄剤、消毒剤等の取扱いに注意し、製品への混入を防止しましょう
- ▶ 清掃用具は、使う度に洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管しましょう

具体例









破損した機器の破片がペットフードに混入し、異物混入事故を引き起こした事例があります。

製造機器の故障や破損はすぐに修理しましょう。



4. 従業員の衛生管理

- ▶ 各作業場には、その作業を行う従業員以外は入らないようにしましょう。
- ▶ 清潔な作業着、帽子、マスクを正しく着用しましょう
- ▶ 作業場内では専用の履物を履きましょう
- ▶ 腕時計、ヘアピン等を作業場内に持ち込まないようにしましょう
- ▶ 爪を短く切り、マニュキュア等はつけないようにしましょう
- ▶ 作業前や生鮮原材料を扱った後は、必ず手洗いや消毒をしましょう。

具体例









海外では、原料を扱う従業員が着替えや手洗いが 不十分なまま包装工程エリアに出入りし、サルモネ ラ汚染事故が起きてしまった事例があります。



5. 原材料の取り扱い

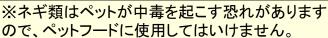
- ▶ 衛生的な原材料を使用しましょう
- ▶ 原材料受け入れ時には、規格基準等への適合を確認し、記録しましょう
- ▶ 原材料は、先入れ、先出し等で期限内に使用しましょう
- ▶ 原材料に異物、じん埃、化学物質等が混入しないよう管理しましょう
- ▶ 原材料の特性に合わせ、冷蔵や冷凍等、適切な温度で保存しましょう
- ▶ 未加工の原材料は、加工済みの原材料や製品と分けて保存しましょう
- ▶ 分割、細切された原材料は、異物の混入がないか確認しましょう

具体例







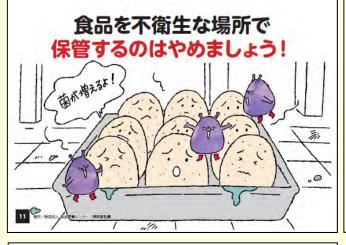


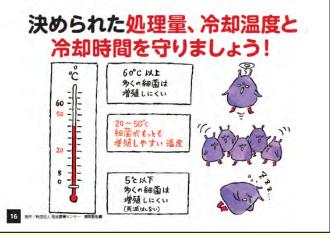


6. 製造工程

- 器具は、洗浄、消毒を行い清潔にしましょう
- ▶ 未加熱の原材料に使った器具は、次に使う前に洗浄、消毒しましょう
- 冷却、加熱、乾燥、添加物の使用等の工程は、衛生管理に特に重要なため、しつかり工程管理を行いましょう
- ▶ 原材料、製品をロット毎に管理し、記録しましょう
- ▶ 製品毎に原材料、加工の手順等を記載した説明書を作成しましょう。

具体例









7. 輸送

- ▶ 車両、コンテナ等は、洗浄や消毒を行い、清潔にしましょう
- ▶ 製品と製品以外を混載する場合には、貨物の区分けをしましょう

8. 従業員の知識習得

- ▶ 製造現場には、現場責任者を配置しましょう
- ▶ 現場責任者は「ペットフード安全管理者認定制度」「ペットフードの表示 に関する講習会」等の講習会を活用し、必要な知識習得に努めましょう
- ▶ 従業員に教育の機会を設け、研修等で得た知識を伝えましょう

「ペットフード安全管理者認定制度」は、ペットフード安全法を推進するための認定制度です。ペットフード安全法や安全なペットフードの製造等について学ぶことができます。

(http://www.petfood.or.jp/examination/)

「ペットフードの表示に関する講習会」は、ペットフード公正取引協議会が開催する講習会です。適正な表示について学ぶことができます。 (http://www.pffta.org/index.html)

9. 事故発生時の対応

- ▶ 製品が原因でペットの健康被害が起きたと判断される場合には、地方農政局等のペットフード担当者に直ちに連絡しましょう
- ▶ 事故の際に迅速に回収できるよう、回収方法等の手順を定めましょう
- ▶ 回収時には、消費者への注意喚起のため、情報の公表を心がけましょう
- ▶ 日頃より、消費者に対する丁寧な情報提供や説明に努めましょう



おわりに

このマニュアルは、工場のみなさんの研修資料の一部としたり、一部を工場に貼る等して、ご活用ください。

多くの方にとって、ペットは家族の一員です。 安全・安心なペットフードを製造しましょう。

なお、ペットフードの種類ごとの製造管理の注意点がより詳しく載っている「ペットフードの適正製造マニュアル」もご活用ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood 農林水産省のホームページで「ペットフード 安全関係」を検索

